磐田市総合健康福祉会館内広告等設置事業者募集要領

１　趣旨

磐田市では、来庁者への案内サービスの向上を図るため、磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）に広告等を設置する広告掲載事業を実施する事業者を募集します。

２　事業概要

「磐田市総合健康福祉会館内広告等設置業務仕様書」のとおり

３　磐田市庁舎の概要

（１）所在地　　磐田市国府台５７番地７

（２）設置場所　　磐田市総合健康福祉会館（iプラザ）

（３）開庁時間　　８時３０分～２２時００分

（４）閉庁日　　年末年始

（５）参考数値　　磐田市　人口　１６２，９８３人　　７２，４２６世帯

（令和８年９月３０日現在）

年間貸館利用者数（令和７年度）

３６，３８２人

※上記は貸館利用者の利用者数です。貸館利用者以外にも、市窓口来庁者、健康診断受診者などが利用します。

４　契約の主な条件等

（１）契約期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

（２）館内案内図板等の設置

設置事業者は、上記契約期間中において広告等を設置していただきます。

ただし、広告等設置の期間始期については、設置事業者の申し出により、磐田市と設置事業者とで協議して、契約日の一ヶ月後までの日として定めることができるものとします。

（３）広告掲載料提案金額

提案金額は、１年間のものおよび５年間の総額を記載してください。

会館に係る行政財産の目的外使用料（消費税含む）は別途納付としますので、提案金額には含まないでください。

※令和９年度の行政財産目的外使用料は60,421円の予定です。

（４）その他

館内の改修工事やレイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業の一部又は全部を移動又は中止することがあります。また、設置台数及び設置場所については、協議の上変更する場合があります。

5　申込者の資格

次に掲げる要件を全て満たしている事業者に限り、申し込むことができます。

（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）　磐田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
（３）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から２年を経過しない者
（５）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
（６）　磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 23 年磐田市告示第 55 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと
（７）　正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない者
（８）　納期の到来している国税、県税及び市税を滞納している者
（９）　会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた者及び開始命令がされている者（平成 17 年６月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた者及び開始命令がされている者を含む。）
（10）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
（11）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
（12）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
（13）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
（14）　磐田市公共事業に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと

6　募集期間、応募書類、応募方法

（１）募集要領の配布

ア　配布期間　令和８年１１月１６日（月）から令和８年１１月２０日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
イ　配布時間　午前９時から午後４時３０分まで
ウ　配布場所　磐田市　福祉政策課　福祉総務グループ

（磐田市総合健康福祉会館３階）

※磐田市ホームページからダウンロードすることも可能です。

ホームページアドレス　http://www.city.iwata.shizuoka.jp/

（２）　企画提案申込書及び企画提案募集要領等に関する質問書の提出

ア　申込書の提出期間

令和８年１１月２４日（火）から令和８年１１月３０日（月）まで

（午前９時００分から午後４時３０分まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ　申込書の提出先

磐田市　福祉政策課　福祉総務グループ（磐田市総合健康福祉会館３階）

ウ　申込書の提出方法

期間内に企画提案申込書（様式１号）を提出先へ持参してください。

エ　質問書の受付期間

令和８年１１月２４日（月）から令和８年１１月３０日（月）まで

（午前９時００分から午後４時３０分まで）

オ　質問書の提出先

質問書（様式第４号）に記入の上、ＦＡＸ、持参又は電子メールのいずれかで「１１　問合せ先及び申請書類提出先」へ受付期間内に提出してください。

募集要項等の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けませんので、ご了承ください。

カ　質問書の回答方法

質問者には、令和８年１２月２日（水）までに、すべての参加表明者に電子メール又はＦＡＸにて回答します。

（３）企画提案書の提出

ア　提出期間

令和８年１２月３日（木）から令和８年１２月１０日（木）まで

（午前９時から午後４時３０分まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く）

イ　提出先

磐田市　福祉政策課　福祉総務グループ（磐田市総合健康福祉会館３階）

ウ　提出方法

期間内に企画提案書を提出先へ持参してください。

オ　提出書類

①　企画提案書（様式５号）　※提出部数　正本１部　副本４部

(a)　実施体制書（様式２号）

(b)　類似業務実績一覧表（様式３号）

②　会社概要（パンフレット等、会社の概要が分かる資料）

③　法人関係書類（商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書）

④　市税完納証明書（本社住所地及び磐田市）

※各提出書類は、パンフレット等を除きＡ４サイズとしてください。

※様式内に収まらない場合は、任意の様式でお願いします。

⑤　暴力団排除に関する誓約書

7　審査・選定方法

（1）磐田市総合健康福祉会館広告等設置事業者選定委員会の設置

壁面等における広告等設置事業者候補の選定を公平かつ適正に実施するために「磐田市総合健康福祉会館広告等設置事業者選定委員会」を設置します。

（2）選定委員会による審査

申請書類の内容で審査を行い、優秀者を選定します。申込者数が一者の場合においても、審査を行います。

（3）審査項目

広告等設置事業者審査基準は以下のとおり。

磐田市総合健康福祉会館広告等設置業務事業者審査基準

審査区分	審査・評価	基準点	
実施体制	業務の実施体制が明確であり、管理責任者、担当者に実績がある	5	
	業務の実施体制が明確ではない	0	
業務実績	同種業務実績も多数あり本業務にも大いに期待ができる	5	
	実績は無いが計画性がある提案で期待が持てる	3	
	実績及び計画提案でもさほど期待がもてない	0	
企画概要（会議案内）	仕様書の基準に当てはまり、内容も期待できる	10	
	仕様書の基準に当てはまらないが改善が見込め、内容も期待できる	6	
	仕様書の基準に当てはまらず改善が見込めず期待できない	0	
企画概要（広告掲載）	仕様書の基準に当てはまり、内容も期待できる	5	
	仕様書の基準に当てはまらないが改善が見込め、内容も期待できる	3	
	仕様書の基準に当てはまらず改善が見込めず期待できない	0	
広告掲載料の提案金額	納得できる提案金額である	15	
	概ね期待できる金額である	9	
	あまり望ましい金額ではない	0	
作業スケジュール	計画どおりの作業が期待できる	5	
	計画どおりの作業が期待できない	0	

事故、故障、破損への対応	対応に関して改善を要する点（不足点）はみられない	5	
	改善をする点（不足点）はあるが軽微であり対応が期待できる	3	
	改善を要する点（不足点）があり対応が期待できない	0	
		総計	/50

（４）　選定の公表

選定等委員会における選定結果は、選定後速やかに申請者に書面にて通知します。公表時期は、令和８年１２月中旬の予定です。

８　失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（１）応募資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、提出書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

（５）申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合

（６）申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は広告等設置事業者選定委員会に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与した場合

９　申請書類の取扱い

提出いただいた申請書類は、返却しません。

１０　申請にあたっての費用負担

申請にあたって必要となる費用は、すべて申請者の負担とします。

１１　問い合わせ先及び申請書類提出先

〒438-0077

磐田市国府台５７番地７（磐田市総合健康福祉会館ｉプラザ３階）

磐田市　健康福祉部　福祉政策課　福祉総務グループ

電話：0538-37-4814

FAX　：0538-37-6495

メールアドレス：shakaifukushi@city.iwata.lg.jp